

令和元年 11 月 11 日（月）

令和元年第 3 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

令和元年第3回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔 令和元年11月11日(月)
午後1時30分 開 議 〕

- | | | |
|------|--------|--|
| 第 1 | | 会期決定について |
| 第 2 | 認定第1号 | 平成30年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求める
について |
| 第 3 | 議案第11号 | 会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第12号 | 平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）請負契約
を変更する契約の締結について |
| 第 5 | 議案第13号 | 令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算
（第2号） |
| 追加日程 | | |
| 第 6 | | 一般質問 |

出席議員（14名）

1番	川	岸	貞	利	2番	阪	口	勇		
3番	田	畑	庄	司	4番	中	川	剛		
5番	南	野	敬	介	6番	前	園	隆	博	
7番	井	舎	英	生	8番	宇	野	真	悟	
9番	河	合		馨	10番	田	中	市	子	
11番	反	甫		旭	12番	鳥	居	宏	次	
13番	松	本	妙	子	14番		南	加	代	子

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管理者	藤	原	龍	男	副管理者	永	野	耕	平
理事	田	中	利	雄	理事	土	佐	邦	之
会計管理者	西	川	三	矢					
事務局長	小	南	和	巳	事務局次長	西	秦	幹	雄
総務課長	上	村	昌	生	環境技術課長	猪	口	昌	宏
基幹整備担当参事	太	田	健	一					
幹事	藤	原	康	成	幹事	坂	井	永	二
幹事	井	谷		真	幹事	春	木	秀	一
幹事	茶	谷	幸	典	幹事	西	田	淳	一
幹事	亀	井	謙	作	幹事	谷	藤		健

午後 1 時42分開会

○反甫 旭議長

ただいまから、令和元年第 3 回岸和田市貝塚市
清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○反甫 旭議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもち
まして、会議は成立いたしておりますので、これ
より本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者を、施設組合議会会
議規則第101条の規定により、私から、5 番南野
敬介議員、6 番前園隆博議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元
にご配付しておりますとおりでありますので、報
告いたします。

これより日程に入ります。

日程第 1、会期決定についてを議題といたしま
す。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日の 1 日といたしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会
期は 1 日に決定いたしました。

次に、平成31年 4 月分から 8 月分までの 5 カ月
分の例月出納検査結果報告につきましては、さき
に議員各位にご送付いたしておりますとおりであ
ります。

本件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ないようですので、本報告を終わります。

次に、日程第 2、認定第 1 号平成30年度岸和田
市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについて

を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原
龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程されました認定第 1 号平成30年度
岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求める件
につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成30年度一般会計の決算につきましては、地
方自治法第233条第 2 項の規定により、監査委員
の方々にその内容につきましてご審査をお願い
いたしましたところ、慎重なご審査を賜り、このた
び、審査意見を付して議会の認定に付した次第で
あります。

平成30年度一般会計の歳入決算額は36億1,104
万741円に対しまして、歳出決算額が35億6,585万
9,247円でありましたので、歳入歳出差引額が
4,518万1,494円であります。

決算内容につきまして、まず歳入からご説明申
し上げます。決算額は36億1,104万741円となり、
予算現額に対しまして 9 億4,755万2,259円の減収
となっております。減収となりました主なものは、
分担金の 4 億6,600万円、組合債の 6 億4,910万円、
国庫支出金の 1 億938万 4 千円であります。対し
まして、増収となりました主なものは、繰越金の
3,364万7,057円、諸収入の 1 億9,678万7,778円
であります。

次に、歳出であります。決算額は35億6,585
万9,247円となり、予算現額に対しまして 3 億
5,919万2,753円の不用額が生じております。不用
額が生じた主なものは、総務費の 3 億5,273
万3,066円でありまして、主に昨年の台風被害に
よる災害復旧事業の優先により、当初予定をいた
しておりました建築物の大規模補修工事が延びた
ことによるものであります。その他、工事請負費
の差金によるものとなっております。

以上、一般会計の決算の概要をご説明申し上げ
ましたが、決算書のほか、実質収支に関する調書、
決算事項別明細書、財産に関する調書を提出いた
しておりますので、何とぞよろしくご審議の上、

認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては事務局長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、認定第1号平成30年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計決算認定を求めるについての補足説明をさせていただきます。

それではお手元、決算書9ページをお願いいたします。実質収支に関する調書からご説明申し上げます。

歳入総額36億1,104万1千円に対しまして、歳出総額35億6,585万9千円で、歳入歳出差引額が4,518万2千円となり、平成30年度につきましては、台風21号の施設被害による災害復旧補助事業に係る一般財源分として513万3千円を翌年度へ繰り越していますので、実質収支額は4,004万9千円となっております。

次に、歳入の明細について、収入済額の欄を中心に説明申し上げます。

12、13ページをお願いいたします。

第1款分担金の収入済額は27億2,417万4千円でございます。前年度に比べ2億582万6千円、7%の減少でございます。両市の負担割合は、2割を均等割、8割を人口割で算出しておりまして、岸和田市が64.984%、貝塚市が35.016%となっております。この結果、13ページ備考欄上から4行目に記載のとおり、岸和田市が17億7,027万7,232円、貝塚市が9億5,389万6,768円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料の収入済額は2億9,227万4,906円でございます。前年度に比べ3,094万1千円、11.8%の増加でございます。第1項使用料でございますが、主なものは、備考欄上から9行目、附属洗車場使用料129万920円でございます。

次に、第2項手数料でございますが、この内訳は、廃棄物の処分手数料2億9,044万956円ござ

います。

次に、第3款繰越金は3,364万8,057円でございます。

14、15ページをお願いいたします。

次に、第4款諸収入の収入済額は4億4,773万778円で、前年度に比べ2,058万232円、4.8%の増加でございます。その主な内訳は、15ページの備考欄上から4行目、金属類等売払収入6,061万8,243円、電力売払収入3億6,728万23円でございます。

次に、第5款組合債の収入済額は9,800万円で、前年度に比べ9,660万円、49.6%の減少でございます。その主なものは、備考欄上から8行目、ごみ処理施設増設事業債9,270万円でございます。

次に、第6款国庫支出金の収入済額は1,521万3千円で、その内訳は昨年台風21号による被害箇所30年度に復旧完了した分に係る施設の災害復旧費補助金が177万9千円、災害廃棄物の処理を行った費用に対する補助金が983万円、今年度から始まっていますごみ処理施設基幹的設備改良事業30年度に実施した設計費用に係る補助金が360万4千円でございます。

以上、合わせまして、最下段、歳入合計が36億1,104万741円で、前年度に比べ2億3,334万9千円の減少でございます。

続きまして、歳出の明細についてご説明申し上げます。

16、17ページをお願いいたします。

第1款議会費は、予算現額409万円に対しまして、支出済額が274万7,464円で、不用額は134万2,536円でございます。

次に、第2款総務費は、予算現額21億9,180万2千円に対しまして、支出済額18億3,906万8,934円、不用額は3億5,273万3,066円でございます。

第1項総務費につきましては、予算現額2億2,917万4千円に対しまして、支出済額1億9,141万2,658円で、不用額は3,776万1,342円でございます。

第1目一般管理費の支出済額は1億8,920万

9,800円でございます。その内訳は、事業別区分欄の職員給与費 1億7,487万9,466円及び18ページ、事業別区分欄の清掃組合管理事務事業1,433万334円でございます。

第2目総務管理費の支出済額は196万3,920円で、その内訳は、18ページ事業別区分欄、リサイクル啓発事務事業で、岸和田・貝塚3Rふれあいフェア開催、ページをおめくりいただきまして、次の20ページの事業別区分欄の情報公開・個人情報保護事務事業で、個人情報保護審査会の3名の委員報酬や、同じく20ページ、事業別区分欄、電算システム運用事業での事務室内のLAN機器の更新などに要したものでございます。

第3目公平委員会費の支出済額は6万7千円で、公平委員報酬と交通費でございます。

第4目監査委員費の支出済額は17万1,938円で、委員報酬及び事務費でございます。

次に、第2項施設費第1目施設管理費につきましては、予算現額19億6,262万8千円に対しまして、支出済額は16億4,765万6,276円で、不用額は3億1,497万1,724円でございます。

その内訳を事業別に説明いたします。

まず、施設管理運営事業ですが、支出済額10億2,122万4,776円でございます。これはクリーンセンターの運転管理に要する支出でございます。

主な内訳は、22、23ページをお願いいたします。

クリーンセンターの排ガス・排水の処理に必要な薬品類、設備の経年劣化に伴い交換する消耗品の購入費やクリーンセンターの電気・上下水道料金などの需用費等に2億62万2,611円、焼却灰の運搬などの通信運搬費等の役務費に3,882万5,188円と、クリーンセンターの運転管理や焼却灰の処分などの委託料7億8,031万3,833円でございます。

大阪湾圏域広域処理場整備事業ですが、支出済額352万9千円となっております。これは、いわゆるフェニックス事業に係る施設維持業務委託料でございます。

次に、クリーンセンター維持補修事業ですが、支出済額6億2,210万3,300円でございます。これ

は施設維持に要する支出で、主なものは、定期点検整備工事、排水処理設備定期点検整備工事などに係る工事請負費が4億2,895万7,111円、これらの工事に伴う原材料費が1億1,519万9,414円でございます。

次に、旧清掃工場解体事業ですが、支出済額79万9,200円でございます。これは旧清掃工場の土地利用履歴等調査業務委託料でございます。

次に、第3款公債費は、支出済額17億2,404万2,849円です。クリーンセンター建設に伴う土地、建物、設備に要した費用及びフェニックス計画による事業の起債の元金償還及び利子でございます。その内訳は、長期債元金償還事業に16億5,876万5,975円、長期債利子償還事業に6,527万6,874円でございます。

24、25ページをお願いいたします。

第4款予備費でございますが、当初予算額300万円に対しまして、予備費充当額はございません。

第5款災害復旧費でございますが、予算額6億3,354万1千円につきましては、さきの8月6日の開催の第2回定例会でご報告をさせていただいたとおり、6億3,354万1千円全額を翌年度へ繰り越しております。

以上、歳出合計は、予算現額45億5,859万3千円に対しまして、支出済額35億6,585万9,247円で、翌年度への繰越明許費が6億3,354万1千円となり、不用額は3億5,919万2,753円でございます。

不用額は主にクリーンセンターの運転管理に係る需用費3,554万7,389円と、委託料1,356万4,967円、維持補修に係る工事請負費2億5,265万8,114円、原材料費が1,106万6,586円でございます。

続きまして、財産に関する調書をご説明いたします。

28、29ページをお願いいたします。

公有財産、土地及び建物でございますが、土地は14万2,337.09平方メートル、建物は5万3,863.98平方メートルと、前年度と変更はございません。

次に、30ページをお願いいたします。

重要物品調書でございます。取得価格50万円以上の物品を掲載しておりますが、機械類が7台増で、合計も同じく7台増で、総数といたしましては1,683台となっております。

私からの説明は以上でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。阪口議員。

○2番 阪口 勇議員

18ページのリサイクル啓発事務事業のところでのいいのかわかりませんが、啓発棟に木工室等があると思いますが、その利用状況などはどのようなになっているか、お教え願います。

○反甫 旭議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。木工室につきましては、3Rのフェアの開催時に活用したり、あと、夏休みの教室等で開催した折に利用する場合がございます。

以上でございます。

○反甫 旭議長

阪口 勇議員。

○2番 阪口 勇議員

以前は市民の方々にも開放というか使用していたというふうに思うんですが、その辺の状況などありましたら、お教え願います。

○反甫 旭議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

以前の状況ということでよろしいですか。こちら、クリーンセンターができた当時なんですけども、リサイクル啓発センターということで、当初からボランティアの方がいられていたの、ボランティアの方に活用していただくというのはありますけども、一般の方が勝手に入ってきてとか、そういう使い方はいたしておりません。

以上でございます。

○反甫 旭議長

阪口議員。

○2番 阪口 勇議員

以前ボランティアの方で、市民の方で使っていた方が、今、そういった形をとられていない。せっかくの財産でもある中で、もっと利用をしていただきたいという声があるのですが、それについて、どのようにお考えですか。

○反甫 旭議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。ボランティアスタッフを活用しての3Rの啓発活動につきましては、当初は行っておりました。平成23年時点で木工室は、職員のほうでも知識とか技術がある職員もいましたので、それなりの機材とかも導入した経緯はございます。

ただ、その後ですけども、啓発事業の組合の方針とかもありますけども、ちょっとボランティアさんのほうとの思惑のずれとかもありまして、最終、ボランティア活動というのは、ここで行うのは終焉かなということで、25年に終了しているというのが事実でございます。

以上でございます。

○反甫 旭議長

阪口議員。

○2番 阪口 勇議員

今さっきも申しましたように、そういった立派な施設もある中で、リサイクル等の啓発も含めて、ボランティアの方々とか利用できるようにまた啓発を広めていくべきだというふうに思いますが、今後、以前のような、また新たな方策を考えるのかを含めて、利用について、していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○反甫 旭議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

ボランティア活動自体もこの啓発棟を利用したの3Rの啓発ということで、組合の業務としては、やはり両市の地域に出てというのが本来、広く市民の方に啓発活動というのは有効的になるという

考えのもとで、ボランティア活動の関係に関しても結構お金がかさんできているという、要は、費用対効果の関係で、両市さんも3Rの推進をやっておられますし、そこら辺で二重行政になっているところもございますので、限られた予算で、こちらも分担金を貝塚市さん、岸和田市さんからもらっていたような中で、精査していくべきだということで、スクラップ・アンド・ビルドということで、こちらのほうは貸さないというか、そういう活動は外ですということを考えております。

○反甫 旭議長

阪口議員。

○2番 阪口 勇議員

そういうことでしたら、今、ある意味、税金等を投入してこの建物ができ、立派な木工室のほうもある中で、もっとそこの利用度を上げるというような考えは持たれないんでしょうか。

○反甫 旭議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

啓発棟、特に木工室なんですけども、危険な工具がございまして、その維持管理、あと、危険な器具とかがございますので、何か使用するとかなった場合は職員がつかないといけない状況も起こってくる状況ですので、維持管理にもお金がかかるということで、特に費用対効果で、お金を出すということと、危険性もあるので、貸すということは考えておりません。

○反甫 旭議長

阪口議員。

○2番 阪口 勇議員

ほとんどの日数、時間というのを、そこは無駄な施設になっているということなんでしょうか。

○反甫 旭議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

建設当初はそういうことで作らせていただいた経緯がありますけども、啓発棟自体は展示室もございまして、社会見学等でも年に2カ月ほどはフ

ルに使っているような状況でございますので、木工室だけを捉えられて言われますと使用度が少ないかもわかりませんが、啓発棟は有意義に使わせていただいていると考えています。

○反甫 旭議長

阪口議員。

○2番 阪口 勇議員

費用対効果という話も出ましたけども、そんなに経費もかけるということもできないというのは、考えはわかりますけど、また今後、その辺も加味しながら、利用できる方法などを検討していただきたいと思いますが、最後をお願いします。

○反甫 旭議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

リサイクル啓発施設、先ほども木工室が少し話題になっておったんですけども、この施設建設当初から、廃木材の扱い等に関しましても、国の法律が一部変更するなど、捨てにきた材料から木工というのがなかなかできない状態に変化してきております。議員のご意見のとおり、啓発施設、時代のニーズに合わせていろいろと、小学校の見学で来られた方にもご意見、子供さん、ご父兄の方々にも、また3Rのフェアのときにもご意見を拝聴してますので、今後はまたよりよい活動の場になるような形を、私どもはもちろんでございますけども、岸和田市、貝塚市さんのそれぞれの担当課さんのほうとも、またその辺の話はご相談していきたいと、かように思います。

以上でございます。

○反甫 旭議長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算はこれを認定することに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、平成30年度決算は認定されました。

次に、日程第3、議案第11号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程されました議案第11号会計年度任用職員の給与等に関する条例制定につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年5月17日の地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、地方公務員の臨時的任用職員及び非常勤職員の適正な任用及び勤務条件を確保することを目的として、会計年度任用職員制度が導入されたことから、会計年度任用職員の給与などに関し必要事項を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては事務局長に説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、議案第11号会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

岸和田市貝塚市清掃施設組合の直接雇用職員につきましては、現在、岸和田市に準じておりまして、今回の条例制定につきましても、岸和田市の例によるという形で、岸和田市に準ずるよう定めようとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、岸和田市の条文をもとにご説明いたしますので、議案参考資料の1ページをお願いいたします。

第1条は条例の目的、第2条は条例で使用する用語の定義を規定するものでございます。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員の給料月額を定めるものでございます。

第4条から2ページの第11条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員に対しては地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び旅費を支給するものとしたものでございます。

第12条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬について、月額で支給する場合及び時間で支給する場合の額を定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員における超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直勤務手当に相当するものを報酬として支給することとしたものでございます。

3ページ、第13条の規定は、パートタイム会計年度任用職員のうち、規則で定めるものに対して期末手当を支給することとしたものでございます。

第14条は、パートタイム会計年度任用職員に対しては、通勤のため交通機関、自動車等を利用する場合、または出張を命ぜられた場合には、費用弁償を支給することとしたものでございます。

第15条は、フルタイム会計年度任用職員における超過勤務手当、休日給及び夜勤手当並びにパートタイム会計年度任用職員における超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に相当する報酬の額を計算する場合における勤務1時間当たりの給与または報酬の額を定めるものでございます。

4ページ、第16条は、勤務時間中に勤務をしない場合の給与、報酬の減額について、第17条は、給与等の支給方法についてそれぞれ規定しております。

第18条では、その他といたしまして、条例の施行に際し必要な事項は市長が別に定めることとなっておりますが、本組合におきましては、管理者となります。

最後に附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願

いたします。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第12号平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）請負契約を変更する契約の締結についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程されました議案第12号平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）請負契約を変更する契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

これは、平成31年3月27日に議決いただきました廃棄物処理施設災害復旧事業に係る工事契約につきまして、工事過程におきまして修繕しなくても可能な箇所が出てきましたので、減額の契約変更をするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては事務局から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、私から、議案第12号平成30年度台風21号災害復旧工事（金属屋根外）請負契約を変更する契約の締結について、ご説明させていただきます。

現在工事を行っています災害復旧工事は平成30年9月4日の台風21号による被害を受けた箇所の復旧工事で、ごみ焼却棟とリサイクルプラザ棟の金属屋根部分の復旧工事となっております。契約については、3月議会で災害復旧工事の議決をいただきました。

現在、工事自体は、ごみ焼却棟につきまして、屋根工事は内部足場の搬出部分を残し、全体の屋根の張りかえは終わっております。リサイクルプラザ棟は、内部と外部の工事足場がほぼ完了し、既存屋根の残骸を撤去し始めているところでございます。

台風直後から、ごみ焼却棟よりリサイクルプラザ棟のほうが被害が大きく、調査自体も危険を伴うため、既存の図面をもとに焼却棟と同様の工事方法で計画を行いました。

しかし、仮設工事が進捗し、リサイクルプラザ棟の一部に足場ができ、正確な破損状況が確認できることとなったところで、リサイクルプラザ棟において金属屋根を固定する材料の一部、タイトフレームという部分は交換しなくても十分強度が確保できるとメーカーの見解が得られたため、減額の契約変更に至りました。

変更内容でございますが、リサイクルプラザ棟の金属屋根の張りかえ総面積が1,180平米の範囲があり、屋根材を固定するタイトフレームは全部で総延長約800メートルでございます。その部分が削減となりました。当初請負金額は消費税込みで5億5,080万円、減額は549万720円の減額となり、変更契約後の請負金額は議案書のとおり5億4,530万9,280円でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入り

ます。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しまして
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案の
とおり可決されました。

次に、日程第5、議案第13号令和元年度岸和田
市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第2
号）についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原
龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程されました議案第13号令和元年度
岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算
（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し
上げます。

まず歳出につきまして、第2款総務費第2項施
設費第1目施設管理費において、大阪湾圏域広域
処理場整備事業の災害復旧事業委託料を612万1
千円追加するものであります。

次に、これに対応する財源といたしまして、歳
入につきましては、組合債を追加し、その調整の
ため使用料及び手数料を減額し、歳入歳出それぞ
れ612万1千円を追加補正するものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしく
ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ
ます。

なお、細部につきましては事務局長に説明をさ
せますので、よろしくようお願い申し上げます。

○反甫 旭議長

次に、補足説明を求めます。小南事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、私から、令和元年度一般会計補正予
算（第2号）につきまして、詳細をご説明させて
いただきます。

まず歳出からご説明申し上げます。議案書の16、
17ページをお願いいたします。

大阪湾圏域広域処理場整備事業の増額補正につ
きましては、昨年台風21号により被害を受けまし
た大阪湾圏域広域処理場、フェニックスの最終処
分場の復旧に係るもので、補助事業の対象分と原
形復旧分に係る分につきましては、さきの令和元
年8月6日開催の組合議会においてご議決をいた
だきましたが、その後、災害復旧事業債として認
められた改良復旧分に係る部分や消費税の増額分
について、岸和田市貝塚市清掃施設組合が負担す
る額が示されてきましたので、その増額分の災害
復旧事業費612万1千円を補正しようとするもの
でございます。

次に、この歳出分の財源となる歳入につきまして
ご説明申し上げます。議案書、戻っていただき
まして、12ページ、13ページをお願いいたします。

第2款使用料及び手数料における廃棄物処分手
数料7万9千円の減額は、当初、補助事業対象分、
原形復旧分それぞれ起債算定をしていたものが、
今回、改良復旧分も含め、それら3つの総額に対
する起債が可能となりましたので、その算定によ
る10万円未満の端数分の歳入確保に当たる一般財
源分の減額によるものでございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。

組合債は、今回の歳出追加分を100%全額、廃
棄物処理施設災害復旧事業債として借入枠を確保
するもので、620万円を見込んでおります。

以上が補正予算歳入となりますが、第6款組合
債の廃棄物処理施設災害復旧事業債の借入分につ
きましては、元利償還金の47.5%が普通交付税措
置として岸和田市、貝塚市にされる予定でありま
す。

また、今回、歳入において、組合債の増額補正

もさせていただきましたので、議案7ページ、第2条で地方債の補正を上げさせていただき、その組合債の追加分の限度額を10ページの第2表に載せさせていただいております。

以上で令和元年度補正予算第2号の説明を終わります。何とぞよろしくお願いたします。

○反甫 旭議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○反甫 旭議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

続きまして、日程第6、一般質問に入ります。

通告がありますので、発言を許します。まず、8番宇野真悟議員。

○8番 宇野真悟議員

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告のとおり、クリーンセンターへの消防出動について質問させていただきます。議員各位におきましては、しばらくの間、ご清聴よろしくお願いたします。

令和元年10月4日金曜日14時36分に、岸和田市消防に対して、岸貝クリーンセンターより一般可燃物棟で火災が発生したとの通報があり、消防車が出動したと聞いておりますが、どのような事態が発生したのかお答えください。

○反甫 旭議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

10月4日午後2時半ごろに、ごみ収集車からごみピットに投入された直後から、わずかな発煙をクレーンの操作員が目視にて確認した直後、ごみが発火しております。そのため、ごみピットに設置しております自動放水銃の作動に加え、自衛消防初期消火班が屋内消火栓で消火を行い、運転中である2号焼却炉に放水した後のごみを投入し、焼却処理を行っております。また、その際には、来場していました方々には状況を説明し、安全確保のため、ごみの搬入を一時中断し、さらに、万一に備えて、岸和田市消防本部へ発火の発生の通報連絡を行っております。

以上でございます。

○反甫 旭議長

宇野議員。

○8番 宇野真悟議員

ごみ収集車から投入された直後のごみから火災が発生し、安全確保のためにごみの搬入を一時中断したということですが、その際に人的被害や物的被害は発生したのかお答えください。

○反甫 旭議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

人的被害、物的被害というご質問でございますが、早期に初期消火が成功したため、人的及び建物、設備等には被害は発生しておりません。

以上でございます。

○反甫 旭議長

宇野議員。

○8番 宇野真悟議員

それでは、今回の火災発生の原因というものは何であったのか、わかる範囲でお答えください。

○反甫 旭議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

発火原因でございますが、発火の原因につきま

しては、発火したごみを延焼防止のためその直後に焼却処理をしたことから、究明することは困難でございます。ごみ中に含まれていた何らかのごみ処理不適物から発火したものとされます。

以上でございます。

○反甫 旭議長

宇野議員。

○8番 宇野真悟議員

今回の事案はごみから火災が発生したということで、今回、被害が発生しなかったとはいえ、実際に消防が出動しております。しかしながら、今回の件が市民に周知されていないようですが、今回、周知をしたのか、また、周知するための基準等はあるのかお答えください。

○反甫 旭議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

今回、発火した場合の自衛消防の処理マニュアルに従って適切に処理し、火災には至っておりませんので、市民への周知は行っておりません。施設へ被害があり、ごみの受け入れ業務に支障がある場合は市民の方々にも周知をいたしたいと考えております。

以上でございます。

○反甫 旭議長

宇野議員。

○8番 宇野真悟議員

全国各地で清掃工場の今回のような火災事故というものは発生しておりますが、今後、清掃工場として今後の対策はどのようにしていきたいと考えているのかお答えください。

○反甫 旭議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

発火の原因については、ごみ処理不適物が混入していた可能性が非常に高いと考えております。市民や事業者に対しまして、ごみの適切な排出について、組合のホームページや岸和田市、貝塚市両市の担当課を通じて、より一層の啓発を進めて

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○反甫 旭議長

宇野議員。

○8番 宇野真悟議員

ご答弁いただき、ありがとうございます。ごみへの不適物混入が原因として考えられるということですが、これからのシーズン増加するであろうカセットガスのボンベや、近年急速に普及しているリチウムイオン電池を含む機器などの危険物の混入の可能性も考えられますので、分別や処理について、市民の皆様への周知を含め、より一層の安全対策を要望いたします。

また、今回、幸いにも人的被害、物的被害がなく、ごみの受け入れ業務に支障がないので周知をしていないということですが、このクリーンセンターは岸和田市、貝塚市両市民の税金によって設置運営されている施設でございます。せめて、このような事態が発生すれば、ウェブサイトなどで事案の発生と被害の状況、そしてその後の対応などを市民に対して広報すべきと考えます。

以上を指摘いたしまして、私の質問を終わります。

○反甫 旭議長

次に、6番前園隆博議員。

○6番 前園隆博議員

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

空き家解体時の残置物の処分についてお伺いいたします。最近では核家族化、高齢化などにより、空き家の問題が多く、私も多くの方々から空き家の片づけなどの相談を受けます。そのような中で、空き家を解体する場合、空き家内にある残置物については、一般廃棄物として解体前に本人が直接クリーンセンターへ運ばばいいのですが、高齢者のひとり暮らしなどの場合、自分で運ぶことができない方が多くいらっしゃいます。解体業者に頼むと、場合によっては産業廃棄物扱いとなり、排出者の負担がかなり高くなってきます。クリーン

センターへの直接搬入におきまして、自分で車を運転できない場合など、本人が同乗していればクリーンセンターに一般廃棄物として受け入れてもらえるとお聞きしておりますが、高齢者や障害者など、体が不自由で同行できない方々も多くいらっしゃいます。そのような場合はどのようにすれば受け入れてもらえるか、お尋ねいたします。

○反甫 旭議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

岸和田市貝塚市クリーンセンターは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に定める一般廃棄物処理計画に基づき建設された岸和田市、貝塚市両市の一般廃棄物の中間処理施設という位置づけであります。受け入れできるものは一般廃棄物に限られます。空き家を解体する場合、残置物は一般廃棄物であり、解体物は産業廃棄物となりますので、これらをあわせて処理することはできません。

議員ご質問の空き家を解体する前の家具などの残置物の処理につきましては、岸和田市、貝塚市それぞれの市の指定する方法により処理をお願いしております。直接搬入が困難な残置物につきましては、いろいろなケースがあると思いますので、それぞれのよい方法の模索について、岸和田市、貝塚市と連携してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○反甫 旭議長

前園議員。

○6番 前園隆博議員

ご答弁ありがとうございます。直接搬入が困難な残置物の運搬等につきましては、今後、貝塚市とも相談して、協議して進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○反甫 旭議長

これをもちまして、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、令和元年第3回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時39分閉会